

さいたま市社会福祉事業団 中長期計画

令和8年度～令和10年度

令和8年4月1日策定



社会福祉法人
さいたま市社会福祉事業団

「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」

<http://www.saicity-j.or.jp>

さいたま市社会福祉事業団 経営理念

私たちは、

だれもがその人らしい生活が送れ、

ともに支えあう、豊かな社会づくりに貢献します。

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

－経営基本方針－

平成 17 年 7 月 21 日制定

平成 28 年 3 月 24 日改訂

経営理念を実現するため、次のことを実践します。

1 人の尊厳を守り、「その人らしい生き方」を大切にします。

だれもが人として尊重され、その人らしい主体的な生活が送れるよう努めます。そして、地域の中で安心して暮らし続けられるよう支援します。

2 「共に支えあう社会づくり」を目指します。

地域と共に生きることを目指し、住民相互の交流を促進します。また、ネットワークを活用し、地域の福祉力の向上に貢献します。

3 期待されるサービスを追求します。

ニーズに沿ったサービスの提供に努めるとともに、地域のセーフティネットとしての機能を果たします。また、時代を捉えた新たなサービスの創造に努めます。

4 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を育てます。

専門的な知識・技術に加えて、高い倫理観、深い人間観を持った職員を育成します。また、福祉人材の育成を積極的に支援します。

5 社会的責任を果たすと同時に、自立的経営基盤の確立を目指します。

社会規範・法令の遵守、経営の公開性・透明性の確保に努めます。また、経営の安定化・持続化を図るとともに、効果的・効率的な経営を促進し、自立性を高めます。

事業団スローガン「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」

目次

I	計画策定の背景	1
II	計画の趣旨	2
III	計画の位置づけと計画期間	2
IV	計画の三本柱	2
1	サービス向上と業務改善	2
2	人事制度の改善	3
3	D X活用による業務の効率化	3
V	具体的取組と評価	3
VI	施設の基本理念と基本方針	4
1	高齢分野	4
2	障害分野	4
3	児童分野	5
4	その他施設	5

I 計画策定の背景

さいたま市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）は、平成13年設立（旧浦和市社会福祉事業団（昭和58年設立）・旧大宮市社会福祉事業団（昭和50年設立）の解散による合併）以降、さいたま市の公設福祉施設の運営を主として市の福祉施策推進の一翼を担ってきました。永年にわたる法人運営の中、「46通知」の見直し、「指定管理者制度」の導入、社会福祉事業への民間参入など福祉を取り巻く社会環境の変化に応じるため、平成16年度から4期12年にわたる「さいたま市社会福祉事業団改善3か年計画」、平成19年度には「経営10か年戦略2007」を策定し、地域に根ざした利用者本位の施設づくり、組織・制度の見直し、職員の専門性の向上などについての数々の取組を行ってきました。平成28年度には「経営基本計画」を策定し、さらに「経営基本計画」に基づき平成28年度から令和2年度までを前期、令和3年度から令和7年度までを後期とする「経営実施計画」を策定し、法人・施設の具体的な取組として「法人・施設取組計画」を掲げ、経営安定化、サービスの充実等について取り組んできました。しかしながら、事業団の収支決算（当期活動増減差額）は平成29年度以降、8期連続して赤字が続いており、非常に厳しい経営状況となっています。また、急速な少子高齢化に伴う人材確保の課題、人件費やあらゆる物価の高騰など多くの社会的課題に加え、さいたま市においては、令和6年度で介護老人保健施設や高齢デイサービス等の介護保険事業、障害福祉サービスの就労移行支援事業が廃止、さらには放課後児童クラブから放課後子ども居場所事業へ移行されるなど、法人運営に重大な影響を及ぼす事象と課題が山積しています。

全国的には人口減少がすすむ中で、さいたま市においては人口増加の傾向にあります。同時に高齢者、児童、障害児・者の人口も増加しており、福祉サービスを必要とする人も増加することが見込まれています。増加を続ける福祉ニーズに応えるためには、持続的な法人・施設運営が求められ、そのためには良質なサービス提供はもとより安定的な経営が不可欠となります。

事業団が、安定的な経営のもと持続的かつ継続的な運営を行うために、これまでのサービス向上、職員の資質向上等に加え、経営状況の改善に重点を置いた中長期の取組が必要となりました。

II 計画の趣旨

事業団がこれまで推進してきた「改善3か年計画」、「経営10か年戦略」、「経営基本計画」及び、「経営実施計画」の主旨を継承しつつ、法人の経営理念及び経営基本方針に基づき、「経営健全化計画」と連動する「さいたま市社会福祉事業団中長期計画（以下中長期計画という。）」を策定します。

事業団は、高齢分野、障害分野、児童分野の多岐にわたって福祉サービスを提供する福祉の担い手であり、絶え間なく利用者支援を提供し続ける責任があります。中長期計画を実行することで、持続的に福祉に貢献していきます。

III 計画の位置づけと計画期間

この「中長期計画」は「経営基本計画」及び、「経営実施計画」を引き継ぎ、令和7年度策定の「経営健全化計画」と連動する計画と位置づけます。

また、計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とし、終期を「経営健全化計画」と同期間とします。なお、計画の期間中であっても、社会情勢の変化やさいたま市の動向、事業団の経営状況に応じて、必要な見直しを行うこととします。

IV 計画の三本柱

1 サービス向上と業務改善

事業団が運営することの意義を明確にし、求められるサービスを提供することで、自主財源の確保に努め、経営基盤を改善する。

また、年々多様化する福祉ニーズに対し、地域や民間事業者と連携した事業展開をすることで、利用者サービスの向上を図るとともに、さいたま市の福祉力向上に寄与する。

- (1) 自己収益の確保
- (2) 魅力ある施設運営（サービスの向上）
- (3) 経費削減
- (4) 寄附の活用
- (5) 広告料収入の導入
- (6) 地域の人材活用
- (7) 自主経営施設の健全化
- (8) 安心・安全なサービスの追求（不適切支援の防止）
- (9) 地域連携
- (10) 信頼性・透明性のある運営

2 人事制度の改善

将来にわたり安定したサービスを提供し続けるため、年齢構成の適正化や職員配置の見直し、人事評価制度の導入など、人事制度の改善を進めていく。これにより、人件費比率を抑えつつ、若手職員の採用・育成の強化と将来の幹部職員育成の両立を進めていく。

また、公平公正な評価制度を通じて努力や成果を正当に反映し、やりがいや成長を実感できる職場づくりを目指す。

- (1) 計画的な職員採用による年齢構成の修正
- (2) 人員管理計画の推進
- (3) 人事評価制度の導入
- (4) 早期退職者制度の実施
- (5) 人件費支出の削減

3 DX活用による業務の効率化

業務の効率化と職員の働きやすさの向上を目指しDXの取組を実践する。

業務に係る時間を短縮することで、目の前の利用者に向き合える時間を増やし、質の高いサービス提供につなげる。

- (1) 勤怠管理システムと給与システムの連動
- (2) 就業上必要な申請の電子化
- (3) 利用者支援システムの導入
- (4) クラウドストレージによるデータ共有
- (5) 電子決裁システムの導入
- (6) 4つのレス徹底（ペーパーレス、はんこレス、FAXレス、キャッシュレス）
- (7) 業務の棚卸によるスリム化
- (8) 生成AIの導入
- (9) 新規事業の立ち上げ

V 具体的取組と評価

本計画における、法人及び施設の具体的取組は、本計画の「IV 計画の三本柱」の「サービス向上と業務改善」、「人事制度の改善」、「DX活用による業務の効率化」の3つの計画から、年度ごとに重点的に取り組むべき項目を抽出し、事業計画書に「重点取組項目」として掲げ取り組むこととする。なお、評価については、当該年度の事業報告において取組実績と取組結果を報告し評価するものとする。

VI 施設の基本理念と基本方針

法人の理念・方針は「経営理念」「経営基本方針」であるが、さらに各施設の実態に合わせ以下のとおり「施設の基本理念・基本方針」を定め運営している。

1 高齢分野

(1) 老人福祉施設グリーンヒルうらわ ケアハウスぎんもくせい

基本理念	利用者様一人ひとりが個性豊かにいきいきと過ごせるよう、その自立を尊重し、介護予防に資することに努めます。
基本方針	利用者との関わりを大切にするなかで、心身の状況や生活環境の変化を的確に把握します。
	把握した利用者の変化を職員間で共有し、より良い「生活の場」について利用者、家族へ提案します。
	地域の居宅介護支援事業所、介護保険施設、医療機関、行政との連携を密接に図り、将来の生活に対する不安や悩みに真摯に対応します。

(2) 老人福祉センター

基本理念	「シニア世代がいきいきと笑顔でつながる通いの場、ふれあい豊かな老人福祉センター」を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりを促進します。
	生きがいつくりを支援します。
	支え合う活力あるまちづくりを推進します。

(3) 老人憩いの家

基本理念	「シニア世代の生きがいやりがいを応援し、地域の中で笑顔でつながり活躍できる老人憩いの家」を目指します。
基本方針	介護予防と健康づくりの促進します。
	生きがいつくりの支援します。
	支え合う活力あるまちづくりの推進します。
	児童とのふれあいの場、高齢者が活躍できる場の提供します。

2 障害分野

(1) 大崎むつみの里

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、想いに寄り添った支援に努めます。
基本方針	その人らしい主体的な生活ができるよう支援に努めます。
	社会体験の幅を広げ、地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

(2) 障害者福祉施設春光園

基本理念	地域で暮らす利用者の人権を擁護し、個々の状況に応じた質の高い効果的かつ総合的な支援を行います。
基本方針	利用者個人を尊重した支援を行います。
	利用者のQOLを高める支援を行います。
	利用者の社会参加の機会を増やします。
	地域や関係機関と連携し豊かな支援を行います。

(3) 槻の木

基本理念	利用者一人ひとりが安心してサービスを受けられる施設運営を行います。
基本方針	人権に配慮し、利用者のニーズに応じ、安心できる支援を提供します。
	利用者の今ある力を発揮できる本人主体の支援を最優先します。
	社会体験の幅を広げ、地域で安心して暮らせるお手伝いをします。
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

(4) 日進職業センター

基本理念	一人ひとりが望む働き方、働きがいに寄り添い、安心して通える、こころの通い合った支援を目指します。
基本方針	人権に配慮するとともに、一人ひとりの働く権利を保障し、自信をもって仕事に向き合えるよう支援します。
	個性、主体性、可能性を尊重し、それぞれのご希望に応じられるよう支援に努めます。
	社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう、体験を通してお手伝いします。

(5) かやの木

基本理念	その人らしい主体的な生活が送れるよう、個々に寄り添った支援に努めます。
基本方針	個々の意思を尊重し、ニーズの把握に努めます。
	社会資源を活用し地域で共に支えあう社会を目指します。
	人権に配慮し、安全で安心していただける支援を提供します。

(6) 障害者福祉施設みのり園

基本理念	「誰もが、いつでも集い、語り合える施設」を目指します。
基本方針	社会との交流の促進を図ります。
	教養の向上及び社会生活に必要な講座を実施します。
	いつでも相談できる体制を整えます。
	身体の機能回復及び作業活動を行います。

(7) 大砂土障害者デイサービスセンター

基本理念	利用者一人ひとりが地域の中で安心して生活を送ることができる施設運営を行います。
基本方針	ニーズを的確に捉えた支援を行います。
	人権を擁護し、日々の支援を行います
	ICFの視点で支援を行います。
	「大きな支援の輪」で支援を行います。

(8) みずき園

基本理念	利用者一人ひとりが、健康で安心して生活できるよう、地域の人たちとともに支え合う施設運営を行います。
基本方針	利用者一人ひとりがその人らしい主体的な生活が送れるようお手伝いをします。
	利用者が地域とともに生きる生活をお手伝いします。
	人材の育成に努めます
	お住いの地域に合った、障害福祉サービスの利用をお手伝いします。

(9) さくら草学園

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えていきます。

(10) 杉の子園

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

(11) 療育センターさくら草

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

(12) はるの園

基本理念	子どもの成長と子どもを取り巻く環境に焦点をあて、一人ひとりに合った適切な支援を行います。
基本方針	子ども・保護者の立場で考え支援します。
	子どもの成長に合った療育を提供します。
	人権擁護・虐待防止に積極的に取り組みます。
	地域の子どもたちを支えています。

3 児童分野

(1) 母子生活支援施設けやき荘

基本理念	子どもの最善の利益のため、母と子の主体性を重視した自立を支援します。
基本方針	一人ひとりのニーズと意向を尊重します。
	安全で安心できる環境を保障し、自立への意欲を支えます。
	社会資源を最大限に活かし、適切な期間内での自立に向けた支援を行います。

(2) 児童センター

基本理念	すべての子ども、子育て家庭が地域の中で笑顔でつながる児童センターを目指します。
基本方針	遊び及び生活を通じた子ども・若者の発達の増進を支援します。
	子育て家庭への支援を充実させ、提供します。
	サードプレイスとして子どもの安定した日常生活を支援します。
	困難を抱える子ども、若者の支援を行います。
	地域の健全育成における拠点機能の充実を図ります。

(3) 放課後児童クラブ

基本理念	「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後児童クラブ」を目指します。
基本目標	子どもの健やかな育成を支援します。
	保護者の子育てを支援します。
	子どもが生き生きと育つ環境づくりに努めます。

(4) 放課後子ども居場所事業

基本理念	「共に育ち、共に育て、笑顔あふれる放課後居場所事業」を目指します。
基本方針	子どもの健やかな育成を支援します。
	保護者の子育てを支援します。
	子どもが生き生きと育つ環境づくりに努めます。

4 その他施設

(1) 大宮ふれあい福祉センター

基本理念	「市民相互の理解と交流を深めることができる、福祉活動の拠点」を目指します。
基本方針	福祉活動の拠点としての機能を高めます。
	市民・福祉団体の交流を支援します。
	すべての市民に分かりやすい福祉関係情報の発信に努めます。
	福祉施設と地域の住民の交流を促進します。